

22 スポーツ振興基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	山形県スポーツ振興基金
所管部課	教育庁スポーツ保健課
根拠法令等	山形県スポーツ振興基金条例
造成年月日	平成 28 年 4 月 1 日
造成目的	スポーツの振興に関する施策を実施するため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	300,000 千円
基金当初造成時財源	一般財源
基金造成後積立財源	一般財源、運用益
事業概要	<p>①スポーツ施設整備支援事業 スポーツ関係団体がその所有又は管理する県内に設置数が 1 程度の特種な競技施設について、災害復旧や老朽化に伴う修繕・整備及び競技規則の改正等に伴う設備等の更新・整備の経費の一部を補助する事業</p> <p>②スポーツ振興事業 県が取り組むスポーツ施策のうち、特にスポーツの振興に資すると認められる事業</p>
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金設立時にのみ積立て（運用益を除く）
取崩方針	スポーツの振興に関する施策の実施に要する経費に充てる場合に取り崩す
積立目標額	300,000 千円
目標額に不足する場合、今後の方針	特になし

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
繰替運用	-	289,672	289,765	279,544	264,911
合計	-	289,672	289,765	279,544	264,911

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	289,672	289,765	279,544
積立額	新規・追加積立		300,000	-	-	-
	(一般財源)	-	300,000	-	-	-
	運用益	-	72	93	52	34
	積立額計	-	300,072	93	52	34
取崩額	事業費充当	-	10,400	-	10,273	14,667
	取崩額計	-	10,400	-	10,273	14,667
当年度末残高		-	289,672	289,765	279,544	264,911

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	289,672	289,765	279,544	264,911
年度中平均残高 (A)	-	241,438	289,479	289,765	281,914
運用益 (B)	-	72	93	52	34
利回り (B ÷ A)	-	0.030	0.032	0.018	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 教育庁スポーツ保健課				
スポーツ県「やまがた」推進事業	887	319	568	-
広域スポーツセンター運営事業	1,287	313	974	-
(事業所管部課) 教育庁スポーツ保健課競技力向上・アスリート育成推進室				
オリンピックメダリスト育成事業	20,434	14,035	6,399	-
計	22,608	14,667	7,941	-

⑥ 基金充当事業のうち「スポーツ施設整備支援事業」の対象となる施設

「スポーツ施設整備支援事業」の対象は、スポーツ関係団体が所有又は管理し、国体・東北総体の実施競技が行われる、県内に設置数が1程度の特殊な競技施設である。具体的には、次のとおりである。

	競技名	競技場名	設置者	指定管理者
1	カヌー	月山湖カヌースプリント競技場	西川町	山形県カヌー協会
2	ホッケー	川西町総合運動公園ホッケー競技場	川西町	(一財)川西町体育振興公社

	競技名	競技場名	設置者	指定管理者
3	ライフル射撃	南陽市ライフル射撃場	南陽市	山形県ライフル射撃協会
4	山岳	飯豊町民スポーツセンター内 クライミングウォール	飯豊町	同左（直営）
5	水泳（飛込）	米沢市営プール	米沢市	東北警備保障(株)・(株)吾妻ス ポーツ・(一財)米沢市スポ ーツ協会共同企業体
6	スピードスケート	山形市総合スポーツセンタース ケート場	山形市	(公財)山形市スポーツ協 会
7	アーチェリー	鶴岡市小真木原多目的広場	鶴岡市	(特)鶴岡市体育協会
8	スキージャンプ台	山形市蔵王ジャンプ台	山形市	蔵王温泉観光協会

（出典：県作成資料）

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて」参照

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金適化規則、補助金に係る事務要領等、交付要綱作成に関する留意事項通知、委託に関する事務取扱通知）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書、納品書、検査調書、請求書、山形県スポーツ・レクリエーション祭報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書、納品書、検査調書、請求書、山形県スポーツ・レクリエーション祭報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、委託契約書、仕様書、1者随意契約理由書、事業実績報告書等）の閲覧を実施した。

（結果）

(3) 「② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 事業見込みに基づく基金必要額を上回る部分の一般会計への繰戻しについて

当基金は、設置時に、本県と人口規模が近い他県の基金設置時積立額の平均値を根拠として、一般財源より3億円を積み立て、設置時の積立て以降、運用利息を除き、新たな積立ては生じていない。これまでの事業費充当による基金の取崩し等による基金残高の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	充当事業	事業内容	基金金額
基金設置時残高			300,000
平成28年度	スポーツ施設整備支援事業	新庄市サイクルスポーツセンター改修	△10,400
平成30年度	スポーツ施設整備支援事業	南陽市ライフル射撃場改修	△10,273
令和元年度	スポーツ振興事業	オリンピックメダリスト育成事業等	△14,667
(運用益)			251
令和元年度末残高			264,911

所管課が令和2年2月に作成した今後10年間の基金額推移計画書によれば、令和3年度以降、スポーツ振興事業への充当により毎年15百万円ずつ取り崩されることとなっているが、この計画のまま変わらない場合、令和元年度末の基金残高は約18年分に相当し、現時点における今後の使用見込みに比して過大な基金残高となっていると考える。

必要以上の金額を基金として積み立てておくことは、一般財源を活用した他の事業実施等の機会を失うことにもつながることから、県は、事業実施見込みに基づき基金の適正規模について見直しを図り、必要額として明確な金額を上回る部分について、いったん一般会計に繰り戻すことを検討されたい。【意見】

なお、スポーツ施設整備支援事業への充当のように特殊な競技施設の改修ともなれば、1件当たりの補助額が多額となることが考えられるため、関係施設との連携を密にし、継続的なヒアリング等を実施していく過程で、改修計画が具体化し、また、災害復旧や競技規則の改正等に伴う設備等の更新・整備が必要となる場合には、改めて計画的に基金を積み立てていくことになるものとする。

② 一者見積もりによる随意契約の見直しについて

当基金の充当事業である「山形県スポーツタレント発掘事業」における「スポーツ教育プログラム」の実施については、実施主体となる山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会から、県外の私立大学への委託により行われている。委託内容は、「スポーツ教育プログラム」の開発と展開であり、主にキャンプにおける知的教育プログラムの企画・立案及び指導を行うことである。

委託契約に係る経費等の直近6年間の推移は次のとおりである。

(単位：千円、日、%)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
総事業費(A)	29,864	32,562	26,384	25,861	24,140	22,594
委託費(B)	1,296	1,300	1,300	1,300	1,300	901

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
キャンプ派遣日数(C)	23	22	14	14	14	10
委託率(B/A)	4.34	3.99	4.93	5.03	5.39	3.99
1日当たり単価(B/C)	56,348	59,091	92,857	92,857	92,857	90,180

また、この委託契約については、平成 22 年度の事業開始当初より、一者見積もりによる随意契約で同じ事業者が委託先として選定されている。一者随意契約の主な理由は次のとおりである。

- イ) 平成 22 年度に本県教育委員会と委託先との間で相互協力協定が結ばれ、本県のスポーツ振興と本事業に対する協力を得ていること
- ロ) 委託先は、国立スポーツ科学センターと連携協定を結び、常に国内外の最新の情報を多く入手していること
- ハ) 現在委託先が持つ専門的なスポーツ教育プログラムと同様のプログラムの提供を受けることができる機関が県内には存在しないこと

総事業費に占める委託費の割合に大きな変化は見られないものの、令和元年度の 1 日当たり単価は、平成 26 年度と比べ約 1.6 倍となっており、委託による成果や委託金額の妥当性について検討する必要がある。また、県内では同様のプログラムを提供できる機関が存在しないとしても、国内で唯一当該機関のみというわけではないと考える。

県は、他の都道府県の取組みなどを参考にして、プログラム内容の検討や充実を図るとともに、委託による成果と委託金額の妥当性の検討を踏まえて、一者見積もりによる随意契約による委託について見直しを検討されたい。【意見】

23 健康長寿県やまがた推進基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	健康長寿県やまがた推進基金
所管部課	健康福祉部健康づくり推進課
根拠法令等	みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例(平成30年3月県条例第20号)
造成年月日	平成30年3月20日
造成目的	県民の健康づくりの推進に関する施策を実施するため
造成期間	期限なし
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	3,070千円
基金当初造成時財源	寄附金
基金造成後積立財源	寄附金
事業概要	若者に対する健康教室及びがん検査の実施
予算計上会計	一般会計
積立方針	寄附金額に基づく。
取崩方針	基金充当事業実績に基づく。
積立目標額	特に定めなし。
目標額に不足する場合、 今後の方針	基金残高が事業実施にあたり十分と判断されている。

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	-	-	-	1,070	6,755
合計	-	-	-	1,070	6,755

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	-	-	1,070
積立額	新規・追加積立	-	-	-	3,070	8,105
	(寄附金)	-	-	-	3,070	8,105
	運用益	-	-	-	-	-
	積立額計	-	-	-	3,070	8,105

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	-	-	-	2,000	2,420
	取崩額計	-	-	-	2,000	2,420
当年度末残高		-	-	-	1,070	6,755

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	1,070	6,755
年度中平均残高 (A)	-	-	-	25	1,418
運用益 (B)	-	-	-	0	0
利回り (B ÷ A)	-	-	-	0.016	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 健康福祉部健康づくり推進課				
若者に対するがん予防支援事業	2,420	2,420	-	-
計	2,420	2,420	-	-

⑥ 「みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例」(平成 30 年 3 月 20 日山形県条例第 20 号) について

当条例は、県民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の総参加により生活習慣病の発症及び重症化の予防に努め、もって、県民一人一人が、家庭、職場等あらゆる生活の場において、生涯にわたって、健やかで心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的(第 1 条)として、基本理念、県の責務と県民等の役割、基本的施策を定めたものである。

当基金は、この条例の第 3 章で定められており、次の五つの基本的施策に該当する事業に充当することができることとされている。

- イ) 生活習慣病の予防、早期発見及び早期治療
- ロ) 食習慣の改善
- ハ) 運動その他の身体活動の促進
- ニ) 飲酒及び喫煙の健康への影響についての周知
- ホ) 休養による心身の健康の保持

また、基金の管理・運営については「健康長寿県やまがた推進基金実施要綱」で定められており、この中で財源は全て寄附金とし、寄附がある都度、その寄附者の意向

を把握し、その意向に沿った事業を行っていくこととなっている。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（みんなで取り組む健康長寿県やまがた推進条例、健康長寿県やまがた推進基金実施要領、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合規性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（健康長寿やまがた推進基金実施要領）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（寄附申込書、寄附台帳、一者随意契約理由書、契約書、実施報告書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（寄附申込書、寄附台帳、事業実施報告書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（一者随意契約理由書、契約書、積算根拠資料など）の閲覧を実施した。

(3) 指摘事項及び意見

該当なし。

24 まち・ひと・しごと創生拠点整備基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金
所管部課	みらい企画創造部企画調整課
根拠法令等	山形県まち・ひと・しごと創生拠点整備基金条例
造成年月日	平成30年11月14日
造成目的	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金を活用し、複数年度にわたり事業実施するため。
造成期間	平成30年11月14日から令和2年6月30日まで
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	1,421,622千円
基金当初造成時財源	まち・ひと・しごと創生拠点整備交付金（国庫）
基金造成後積立財源	運用益
事業概要	園芸農業研究所とIoTイノベーションセンターの整備
予算計上会計	一般会計
積立方針	本基金は、内閣府のまち・ひと・しごと創生拠点整備交付金を活用して事業実施するために造成した基金であるため、交付金の要綱・要領に従って事務処理している。
取崩方針	
積立目標額	
目標額に不足する場合、今後の方針	

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
定期預金	-	-	-	-	38,217
合計	-	-	-	-	38,217

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		-	-	-	-	1,378,332
積立額	新規・追加積立	-	-	-	1,421,622	-
	(国庫)	-	-	-	1,421,622	-
	運用益	-	-	-	79	147
	積立額計	-	-	-	1,421,701	147

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
取崩額	事業費充当	-	-	-	43,369	1,288,929
	国庫返還	-	-	-	-	51,333
	取崩額計	-	-	-	43,369	1,340,262
当年度末残高		-	-	-	1,378,332	38,217

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	1,378,332	38,217
年度中平均残高 (A)	-	-	-	525,805	1,393,382
運用益 (B)	-	-	-	79	147
利回り (B ÷ A)	-	-	-	0.015	0.011

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 産業労働部工業戦略技術振興課				
IoT 関連製品支援施設整備事業費	202,691	100,310	11,294	91,087
(事業所管部課) 農林水産部農業技術環境課				
次代を切り拓く園芸試験場整備事業費	1,741,702	870,851	870,851	-
計	1,944,393	971,160	882,145	91,087

(※) 上表の財源内訳の基金計と③令和元年度取崩額の「事業費充当」が一致していない。
これは、上表から「IoT 関連製品支援施設整備事業費」において令和 2 年度へ明許繰越を行った分の事業費を除外しているためである。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（地方創生拠点整備交付金（基金造成事業）交付要綱、地方創生拠点整備交付金基金事業実施要領、山形県財務規則）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（決裁文書、契約書、事業概要）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（決裁文書、入札書、入札調書、契約書、納品書、検査調書、請求書など）の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について」
参照

(3) 指摘事項及び意見

① 効率的な調達及び不正事件防止のための適切な予定価格決定について

当基金の充当事業である「次代を切り拓く園芸試験場整備事業」において、整備された園芸試験場で使用される数十件の備品の購入取引の大部分について、一者のみから参考見積書入手し、見積額をそのまま予定価格として設定していた。その結果、一般競争入札に付した契約のうち、予定価格と契約金額が同額で落札率100%となっているものが2件確認された。

予定価格の決定については、「山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）」に規定されており、一般競争入札による場合、「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に」定めることが規定され、随意契約による場合も、一般競争入札による場合に準じて予定価格を定めることとされている。

「山形県財務規則」より抜粋

(予定価格)

第120条 契約担当者は、その一般競争入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によつて当該事項の予定価格を定めるものとする。

2 契約担当者は、前項の規定により予定価格（建設工事に係るものを除く。）を定めたときは、当該予定価格を記載した書面を封書にして、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(予定価格の決定方法)

第121条 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正にこれを定めなければならない。

(予定価格の決定)

第128条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、別に定める場合を除き、あらかじめ、第121条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

この規定の趣旨は、地方自治法第 234 条第 3 項の定めにより、競争入札では予定価格が契約金額の上限となるため、効率的な調達観点から、市場価格や契約条件等に照らして適切に設定することを求めるものであると考える。

本件のように、参考見積書を提出した業者が見積額と同額で入札すること自体は山形県財務規則第 122 条の 2 で定める入札が無効となるような問題ではないと考える。しかし、結果として見積額が予定価格となり、同額で落札された場合、効率的な調達という入札の目的が発揮されないものとする。さらに、一者のみから参考見積書を入手し、見積額をそのまま予定価格とする状況が常態化した場合、事業者が予定価格を推測することができ、予定価格漏洩による談合や、贈収賄事件等の不正事件の原因にもなりかねない。

県は、予定価格と契約金額が同額となった 2 件について、試験研究機関としての特殊性として専門的な物品であり、同様の物品を取り扱う事業者が少ないことを理由としているが、こうした状況においても、効率的な調達を図り、不正事件を防止するため、複数者から見積書の入手や過去の同一物品等の調達実績、他の機関における契約金額との比較などを踏まえて、事業者が予定価格を推測できないように決定すべきである。**【指摘事項】**

25 森林環境譲与税基金

(1) 基金の概要

① 概要

基金の名称	森林環境譲与税基金
所管部課	農林水産部森林ノミクス推進課
根拠法令等	山形県森林環境譲与税基金条例
造成年月日	令和元年9月30日
造成目的	森林の整備及びその促進に関する施策並びに市町村が実施する当該施策の支援に関する施策を実施するため
造成期間	令和元年9月30日～（毎年度9月、3月の年2回積立）
基金の種別	積立基金
基金当初造成額	27,135千円
基金当初造成時財源	森林環境譲与税
基金造成後積立財源	森林環境譲与税、運用益
事業概要	市町村が実施する森林の整備及びその促進に関する施策を支援する森林情報の集積など。
予算計上会計	一般会計
積立方針	基金として積み立てる額は予算で定める額
取崩方針	施策実施に要する経費に充てる場合に限り実施
積立目標額	なし
目標額に不足する場合、 今後の方針	—

② 残高内訳

(単位：千円)

種目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
繰替運用	—	—	—	—	9,205
合計	—	—	—	—	9,205

③ 基金の推移

(単位：千円)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
前年度末残高		—	—	—	—	—
積立額	新規・追加積立	—	—	—	—	54,270
	(森林環境譲与税)	—	—	—	—	54,270
	運用益	—	—	—	—	2

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	積立額計	-	-	-	-	54,272
取崩額	事業費充当	-	-	-	-	45,066
	取崩額計	-	-	-	-	45,066
当年度末残高		-	-	-	-	9,205

④ 運用益の状況

(単位：千円、%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
年度末残高	-	-	-	-	9,205
年度中平均残高 (A)	-	-	-	-	13,753
運用益 (B)	-	-	-	-	2
利回り (B ÷ A)	-	-	-	-	0.012

⑤ 令和元年度の基金充当事業

(単位：千円)

事業名	決算額	決算額の財源内訳		
		基金	一般財源	その他
(事業所管部課) 農林水産部森林ノミクス推進課				
森林管理システム推進体制強化事業	6,616	6,196	-	420
森林クラウド情報集積事業	12,621	11,772	-	849
再造林加速化対策事業	1,549	1,549	-	-
高性能林業機械トライアル支援事業	18,244	18,244	-	-
人材育成推進事業	302	302	-	-
県産木材普及促進事業	7,000	7,000	-	-
計	46,335	45,066	-	1,270

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 基金の積立て・取崩しに関する事務が関連規則等（基金条例、山形県財務規則、山形県公文書管理規程、基金管理マニュアル）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点②》基金の有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金の設置時の目的及びニーズは現状でも変化していないか、見直しや廃止の検討は必要ないかという観点で、所管課に対する質問、関連資料の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金の規模は適正かという観点で、所管課に対する質問、関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点③》基金充当事業の合规性、有効性・経済性・効率性に係る検討

- 基金充当事業に関する事務が関連規則等（補助金交付要綱など）に基づいて執行されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に関する資料（交付申請書、事業計画書、収支予算書、交付決定通知、支出伺、実績報告書、事務執行チェックシートなど）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 基金は設置目的に従って使用されているかという観点で、所管課に対する質問、基金充当事業に係る資料（平成31年度やまがた森林ノミクス森林管理システム推進事業費決算額など）の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 補助事業が、公益性があるか、選定は公平かつ透明性があるか、補助額及び交付時期は合理的か、実績報告は適切に審査されているか、効果測定及び評価は適切に行われているかという観点で、所管課に対する質問、補助事業に係る資料（実績報告書、収支精算書及び添付資料、補助金の経理状況確認調査調書、現場確認報告書、補助金等チェックリスト、事務執行チェックシートなど）を閲覧した。

(結果)

(3) 「① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について」参照

- 委託事業の選定は公平に行われているか、効率的な調達のための工夫がなされているか、委託事業が契約どおり完了したかを適切に確認しているか、再委託や不

適切な委託先への委託はないかという観点で、所管課への質問、委託事業に係る資料（委託先選定に係る「事務又は事業実施伺い」、業者選定に関する意見書、選定結果報告、物品検査報告書など）の閲覧を実施した。

（結果）

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① 事業の有効性を評価するための効果測定の実施について

当基金の充当事業である「高性能林業機械トライアル支援事業」は、県と連携して、公益財団法人山形県みどり推進機構（以下、「機構」という。）が実施する、県内の林業事業体が試行的に使用する高性能林業機械のレンタル経費や現地指導の経費等に係る補助に対して、県が機構に補助金を交付する事業である。

県は、農林水産業における取組みを示す「第3次農林水産業元気再生戦略」（平成29年3月作成、平成31年4月見直し）において、「基本戦略6 やまがた森林ノミクスの推進」のため、「県産木材安定供給プロジェクト」を策定している。プロジェクトの方向性として、高性能林業機械の導入等の低コスト作業システムを構築することにより、持続可能で収益性の高い森林経営を推進することを目指し、目標指標として「木材（素材）生産量」や「高性能林業機械保有台数」を設定している。

補助事業を実施する場合には、当該補助金が目標指標の達成のために有効かを評価するため、定期的に効果測定をする必要がある。しかし、県は、当事業において、こうした効果測定を実施していない。

県は、機構が実績報告時に把握している出材量（一定期間の素材生産量）等の情報共有を行うとともに、目標指標に対して当事業が有効かを評価するため、事業者が高性能機械を導入した期間の生産性調査や、機械の満足度調査、購入希望調査、購入実績の追跡調査など実態に即したより効率的・効果的な手法で事業の効果測定を実施されたい。【意見】

第2 基金の運用

1 年間資金運用計画の策定

(1) 令和元年度に係る年間資金運用計画の概要

令和元年度資金運用計画（令和元年7月18日）より抜粋又は要約

1 運用資金額

(1) 歳計現金等

- ① 歳計現金・歳入歳出外現金に、基金から繰替えられた資金を加え、一元的に運用する。
- ② 平成31年度県当初予算をベースにした「令和元年度歳計現金等収支計画」に基づく資金量見込みは、年度平均残高は前年度比75億円減の404億円となる見通しであり、2月及び3月において、支払い資金が不足し、一時借入が生じる見込みである。
一時借入は、企業局からの借入等、低利な借入による対応を検討する。

(2) 基金

- ① 災害救助基金及びまち・ひと・しごと創生拠点整備基金を除いた22基金の期首残高449億円から、各基金の残高から債券運用分（現在0億円）を除いた額について、所管部局からの依頼に基づき歳計現金に繰替えて運用する。
- ② 各基金の今後の残高見込みは「基金中期計画（令和元年度から5年間）」のとおりである。

基金中期計画（令和元年度から5年間）

（単位：百万円）

	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
年度末 基金残高	44,991	48,124	27,597	24,475	24,143	23,971

2 金利情勢（省略）

3 資金運用方針

(1) 預金

- ① 支払準備資金を歳計現金保管口座（当座預金及び普通預金）に保管する。
- ② 支払準備資金を除いた余裕資金分は、適時適正に、原則として定期性預金により運用する。対象商品は、譲渡性預金、大口定期預金等、元本保証のあるものとする。

(2) 債券

長期運用が可能な基金については、保有可能な期間を考慮して新発若しくは既

発の利付国債、政府保証債、地方債又は地方公共団体金融機構債を購入して運用する。なお、現時点で令和元年度における新規購入の予定はない。

4 預金先金融機関の選定

「預金先金融機関の選定基準」に基づき、預金先金融機関を選定する。

5 その他

令和2年度の計画が公金管理委員会で承認されるまでの間は、令和元年度の計画の趣旨に即して資金の管理・運用を行う。

なお、今年度において、支払い資金が不足し一時借入が生じる見込みであるが、不必要な借入等が生じないよう収入・支出の額及び時期を的確に把握する必要があることから、各所属における毎月の収入及び支出見込額の登録に漏れのないよう御協力をお願いします。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 「山形県資金管理方針」において策定することとされている「歳計現金等収支計画」「基金計画」「年間資金運用計画」が適切に策定されているかという観点で、策定方法等に関する質問、各計画及び計画添付書類の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度資金運用計画における運用対象商品は、「山形県資金管理方針」で定められている運用対象の範囲内かを確認した。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第8 リスク管理の基本原則

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金、普通預金、当座預金、別段預金とする。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度資金運用計画における預金先金融機関の選定が、「山形県資金管理方針」に基づき行われているかという観点で、「預金先金融機関の選定基準」及び選定基準に基づく検討資料、金融機関の最新の経営動向に関する外部アドバイザーによる意見書等を閲覧した。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第8 リスク管理の基本原則

4 預金先金融機関の選定

- (1) 預金の入札に参加する金融機関は、別に定める基準を満たすものの中から、第10に定める山形県公金管理委員会における協議を経て決定する。
- (2) 選定された金融機関の経営状況に問題が認められる場合には、速やかに参加対象を見直すものとする。

5 預金上限額の設定

預金の入札に当たっては、リスクの軽減を図るため、必要に応じて参加金融機関それぞれに預金上限額を設定することができる。

6 金融機関の経営動向の把握及び対応

- (1) 県の預金等に関する金融機関の経営状況については、収集した情報をもとに、健全性、収益性及び流動性に着目し、次のような指標をもとにその動向を把握する。
 - ①健全性に関する指標
自己資本比率、不良債権比率、業種別貸出金比率、資金調達利回り
 - ②収益性に関する指標
総資産業務純益率、総資産経常利益率、自己資本利益率、経費率、総資金利鞘
 - ③流動性に関する指標
預金量の推移、キャッシュフロー計算書
- (2) 経営動向の把握に際しては、必要に応じて、民間格付機関による格付や株価の動向も活用するとともに、他行比較や時系列比較も行う。
- (3) 動向把握の結果、問題があると認められる場合は、別に定める取扱いにより預金に関する保全策を講じることとする。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》「基金の運用は効率的に行われているか」（以下、「基金運用の効率性」という。）に係る検討

- 「基金計画」の基となる「翌年度基金額積立・取崩計画書」及び翌年度以降10年間の「基金額推移計画書」を、各基金所管部課が基金の積立てや事業実施による取崩し等の将来の見通しに基づいて適切に作成しているかという観点で、これらの計画書の閲覧及び各基金所管部課に対する積立・取崩見込み額の根拠に関する質問を実施した。

(結果)

- (3) 「①（県有施設整備基金）運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「②（産業廃棄物税基金）取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「③（若者定着支援基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照
- (3) 「④（地域医療介護総合確保基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について」参照

(3) 指摘事項及び意見

- ①（県有施設整備基金）運用の状況と整合した「基金額推移計画書」の作成について
当基金では、所管部局が、令和2年2月25日に債券による運用のため償還期間10年の新発債3億円を購入することについて決裁し、3月23日に購入している。しかし、令和2年2月27日に基金所管部局が会計局に提出した「基金額推移計画書」では、当基金は令和7年度までに每期取崩しを行い、令和7年度末の基金残高は5百万円となる見込みとなっている。

「山形県資金管理方針」では、運用対象となる金融商品について原則として満期まで保有することを規定していることを考慮すると、運用状況と「基金額推移計画書」は整合していないと考える。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第8 リスク管理の基本原則

3 金融商品の満期保有

満期の設定されている金融商品は、原則としてその満期到来日まで保有する。

ただし、会計管理者が流動性の確保等やむを得ないと判断する場合は、歳計現金等及び基金それぞれの資金全体の元本割れが生じない範囲で途中解約又は売却を行うことができる。

「山形県資金管理方針」では、基金の運用について、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して作成する「基金計画に基づき、将来の取崩しに支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する」ととされている。

基金計画における中長期的な取崩しに関する見通しが正確でない場合、これに基づき債券運用をした結果、事業実施に伴う基金取崩しにより中途売却せざるを得ない状況が生じ、元本割れするおそれがある。よって、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握するため、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

②（産業廃棄物税基金）取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

当基金は、企業等の事業活動と税収が直結することから、税収の増減が社会情勢に左右されやすく、基金積立額の見込みが立ちにくい。そのため、所管部局では基金の年度末残高を1億円程度保有しておく方針であり、実際に平成30年度以降1億円前後で推移している。

一方で、所管部局が会計局に平成31年2月15日に提出した「基金額推移計画書」では、前年度分を当年度の事業にほぼ全て使用するという考え方にに基づき前年度末残高の90%を取崩額として毎年記載しており、実態とかい離している。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

③（地域医療介護総合確保基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

《医療分》

所管部局が会計局に平成31年2月20日に提出した「基金額推移計画書」において、国費負担分における配分額が示されていない状況の中で推移を見込むのが困難であるという理由で、令和2年から令和10年度までの積立額・取崩額を全て「未定」と記載している。

一方で、所管部局では、地域医療構想に基づき急性期から回復期・慢性期に病床変更等を行うため、令和7年度までに総額57億円を積み立て、令和7年度末までの間にほぼ全額を取り崩すことを見込んでいます。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

《介護分》

所管部局が会計局に平成 31 年 2 月 28 日に提出した「基金額推移計画書」の積立額・取崩額の根拠をヒアリングしたが、担当者が複数回変更したこと等もあり、金額の根拠は不明との回答であった。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要である。

所管部局は、説明可能で合理的な根拠に基づく将来の見通し等により「基金額推移計画書」を作成し、担当者が変更しても根拠の説明や同水準の業務が実施できるよう適切な引継ぎを行うことが必要と考える。【意見】

なお、所管部局は、令和 2 年 2 月 27 日に提出した翌年度の「基金額推移計画書」では実施事業及び今後の見込みを踏まえた合理的な金額により作成している。

④（若者定着支援基金）積立て・取崩しの実態と整合した「基金額推移計画書」の作成について

所管部局が会計局に平成 31 年 2 月 28 日に提出した「翌年度基金額積立・取崩計画書」、「基金額推移計画書」において、積立額は若者定着奨学金返還支援事業の年間定員数に 4 年生大学の最大支援額を乗じて積算し、取崩額は計画書提出時点で決定している助成候補者に係る今後の支援予定金額を卒業時期別に記載している。

積立額は、これまでの実績において 4 年生の最大支援額で認定を受けた学生は少ないことから過大に積算されており、一方で、取崩額は、令和 6 年度まで当支援制度の募集を行うことから今後の助成候補者に係る卒業時期別の取崩しを含めるべきところが含まれておらず過小となっている。

会計局では、各所管部局から提出された「基金額推移計画書」を合算して基金計画を策定し、これに基づき年間資金運用計画を策定している。県資金全体で効率的な運用を行うためには、基金計画において中長期的な残高推移をより正確に把握することが必要であり、基金所管部局は、計画作成時点における実態をできるだけ反映した将来の見通しに基づき「基金額推移計画書」を作成する必要がある。【意見】

2 山形県公金管理委員会による協議

(1) 山形県公金管理委員会の概要

① 設置の趣旨・業務内容

山形県資金管理方針（平成28年3月24日改正）より抜粋

第10 公金管理委員会の設置

1 公金管理委員会の趣旨

県公金の管理及び運用について、県財政の運営状況及び金融情勢等を踏まえながら適切に実施するとともに、公金運用に関係する金融機関の経営状況を把握したうえで、県として必要な対策を迅速かつ的確に実施するために、山形県公金管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の業務

(1) 委員会は、次の事項について協議を行う。

- ① 毎年度の歳計現金等収支計画、基金計画、年間資金運用計画
- ② 預金先金融機関及び金融商品の選定
- ③ 預金先金融機関の経営に問題が生じた場合において対応すべき事項
- ④ 県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な事項
- ⑤ その他、資金管理方針の実施に関する事項

(2) 各関係部局は、委員会における協議結果を踏まえて、適切な資金の管理・運用に努める。

② メンバー構成

(山形県公金管理委員会)

委員長	会計管理者（兼）会計局長
委員	総務部次長、企画振興部調整監（兼）次長、防災くらし安心部次長（兼）危機管理広報監、環境エネルギー部次長、子育て推進部次長、健康福祉部次長、商工労働部次長、観光文化スポーツ部次長、農林水産部次長、県土整備部次長、教育庁教育次長、企業局長、病院事業局長
事務局長	会計局会計課長

(公金管理班)

「山形県公金管理委員会設置要綱」において、公金の管理・運用に関する実務的な作業等を行うため、「公金管理班」を設置している。公金管理班には、「資金運用部会」と「金融情報部会」があり、それぞれの構成は次のとおりである。

部会	公金管理班-資金運用部会	公金管理班-金融情報部会
班長	会計局会計課 出納主幹	
部会員	総務部財政課 資金制度係長	
	企業局総務企画課 出納主査 病院事業局県立病院課 課長補佐（経営施設担当）	商工労働部中小企業振興課 金融主査 農林水産部農政企画課団体検査指導室 室長補佐（団体指導担当）
事務局	会計局会計課 課長補佐（資金出納担当）、資金出納主査	

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 山形県公金管理委員会において、「山形県資金管理方針」で定められている業務が適切に行われているかという観点で、公金管理委員会及び公金管理班会議に関する議事録及び添付書類の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 公金管理委員会の開催による資金不足に係る全庁的な情報共有と対応の必要性

令和元年度において、公金管理班会議は7月18日に開催され、公金管理委員会で協議することとされる資金計画等の内容、資金不足の時期・対応、預金先金融機関及び金融商品の選定結果、預金先金融機関の最新の経営状況等について検討され、議事録が保管されている。

一方で、公金管理委員会は書面による協議として行われ、7月30日に各委員に公金管理班会議で検討後の資料が送付され、8月に全委員から書面にて承認を得ている。これは、次のとおり、平成30年度に開催方法を見直し、令和元年度は委員会を開催するケースに該当しないと判断されたためである。

「公金管理委員会の開催方法の見直し」に関する資料（平成30年7月12日）より
要約・抜粋

本委員会は、平成14年のペイオフ解禁を契機として、それまで各部局において各種基金の預託等を行ってきたものを一元的に管理する必要性が生じたことから、

各部局の意見調整を図る場として設置された。

近年は歳計現金のほかに各種基金も活用した資金運用の仕組みも確立されてきたこと、預託先として選定している金融機関の経営状態に差し迫った問題が生じていないことから開催方法の見直しを行う。

原則、書面による協議とし、以下のようなケースにおいては、委員を参集し、委員会を開催する。

(委員会を開催するケース)

以下の場合において、委員との協議が必要と判断した場合に開催する。

- ①金融情勢に大きな動きがあった場合
- ②預金先金融機関の経営に問題が生じた場合
- ③県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な場合
- ④預金保険法又は農水産業協同組合貯金保険法に規定する保険事故発生の可能性がある場合または発生した場合

しかし、令和元年度は、資金計画の段階で2月～3月の時期に資金不足が見込まれ、結果として、3月に最大179億円の一時借入を行うこととなった年度である。さらに、年々、繰替運用後歳計現金等の水準がてい減し、今後も資金繰りが厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした状況に対応するためには、資金計画の段階から事業所管部局に対して資金不足の状況に関する情報共有や事業実施時期の早期化等の働きかけが必要と考える。

確かに、書面協議であったとしても年間の資金計画等の資料は公金管理委員会委員である各所管部局に対しても提供されているが、より実効性を上げるためには、上記資料の(委員会を開催するケース)「③県公金の管理及び運用に関して関係部局による協議調整等が必要な場合」に該当するものとして、公金管理委員会を開催して、直接協議を実施することが必要と考える。【意見】

3 基金の繰替運用による一元運用

(1) 一元運用の概要

① 直近5年間の一元運用と基金繰替の状況

	預金平均残高（百万円）		一元運用預金利息（千円）		一元運用 利回り	繰替運用の 預金平残に 対する割合
		内、繰替運用		内、繰替運用		
平成27年度	64,447	49,702	59,861	46,424	0.093%	77.1%
平成28年度	57,369	48,104	17,371	14,582	0.030%	83.9%
平成29年度	53,605	47,429	17,257	15,178	0.032%	88.5%
平成30年度	47,772	39,582	8,644	7,125	0.018%	82.9%
令和元年度	40,028	41,359	4,857	4,964	0.012%	103.3%

(注) 預金平均残高には一時借入した資金を含んでいる。

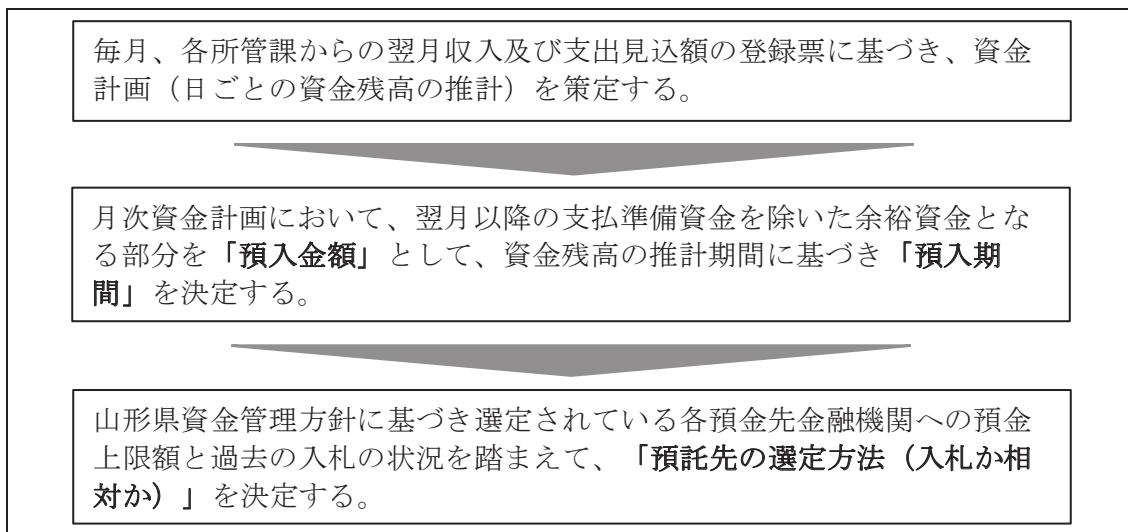
(出典：県提供資料に基づき監査人作成)

② 令和元年度における一元運用の内容

運用種別	預入期間	口数	預入金額合計 (百万円)	運用利息合計 (千円)
譲渡性預金	10日以下	44	111,000	196
	10日超1か月以下	48	161,000	892
	1か月超3か月以下	30	116,000	2,210
	3か月超6か月以下	2	5,000	221
	6か月超9か月以下	1	5,000	1,227

(出典：県作成資料)

③ 運用方法（運用種別、預入期間、預入金額、預託先の選定方法）の決定プロセス



(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合規性に係る検討

- 基金条例で繰替運用が認められ、かつ基金所管部局から会計局への繰替運用依頼がある基金のみが繰替運用されているか、また、基金の一元運用のための事務手続が平成24年3月29日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」に基づいて実施されているかという観点で、各基金所管部課及び会計課に対する質問、基金条例、「基金に属する現金の繰替運用依頼書」又は「基金の預金運用依頼書」、基金の繰替に係る書類の閲覧を実施した。

(結果)

(3) 「①(土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について」
参照

- 会計年度を越える基金の繰替運用は行われていないかという観点で、会計課に対する質問、基金条例、基金の積立・取崩に係る書類や出納日報等の閲覧を実施した。

なお、会計年度を越える基金の繰替運用については、総務省の事務連絡で、次のとおり、予算執行上留意すべきことが記載されている。

令和2年1月24日付総務省事務連絡「令和2年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」(別紙)第3 予算編成上の留意事項より抜粋

24 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性(支払準備性、換金性)について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

あわせて、会計年度を越える繰替運用については、将来負担比率の算定上、当該運用額を充当可能基金から控除する取扱いを確実に行うとともに、住民や議会等が客観的にチェックできるよう、「地方自治法施行規則」(昭和22年内務省令第29号)第16条の2に規定する財産に関する調書、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」(平成27年1月23日)に基づき作成される貸借対照表等において、具体的な内容を確実に記載することにより、実態に即した情報開示を行うこと。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

- 令和元年度の各基金に編入された繰替運用利息について、各基金の年度中平均残高に会計課が行う歳計現金等の年間平均運用利回りを乗じた金額となっているかという観点で、会計課に対する質問、利息額計算資料の閲覧及び再計算を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 定期性預金による一元運用について、運用種別、預入期間、預入金額の決定が適切かつ効率的に行われているか、預託先の決定方法（入札又は相対預託）に関する判断は適切かという観点で、会計課に対する質問、月次資金計画、預託関連資料等の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

(3) 指摘事項及び意見

① (土地開発基金)「基金に属する現金の繰替運用依頼書」の作成について

当基金に属する現金の「管理」については、基金条例で、「金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管」することが定められており、会計管理者が歳計現金と一体として管理している。

山形県土地開発基金条例（昭和44年7月14日山形県条例第33号）より抜粋
(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実有利な方法により保管しなければならない。

当基金に属する現金の「運用」については、基金条例で、「確実かつ効率的な運用に努めなければならない」と規定し、繰替運用ができる旨の規定も設置されている。実際に、会計管理者によって運用され、支払準備資金及び一元運用資金にあてられている。また、一元運用の結果生じた運用益についても、同様に基金条例に従い、一般

会計において「諸収入」の「県預金利子」として計上されている。

山形県土地開発基金条例（昭和 44 年 7 月 14 日山形県条例第 33 号）より抜粋
（運用）

第 3 条 知事は、基金設置の目的に応じ、基金の确实かつ効率的な運用に努めなければならない。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の整理）

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して整理するものとする。

県が設置する基金の運用については、平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」の中で、一元運用の方法や手続きなどが定められている。

平成 24 年 3 月 29 日付会計管理者通知「基金の繰替運用による一元運用について」より抜粋

2 一元運用の方法

（1）対象基金

- ① 県基金の全てを対象とする。
- ② 県条例により設置し繰替運用が可能となる基金は、繰替運用により一元運用を実施する。ただし、「災害救助基金」のみは、災害救助法に基づき条例や規則等県の規定を設けずに設置していることから、当該基金に属する現金の運用依頼により基金のままで運用する。

（2）一元運用の内容

① 繰替運用を行う基金の場合

- ア 基金に属する現金で債券運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対する購入依頼による。
- イ 基金に属する現金（アの債券運用に充てられるものを除く）は、歳計現金に繰替えたうえで歳計現金等と一括して会計局が運用を行う。
- ウ 基金の運用は基金所管部局長が実施することになっていることから、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対する繰替運用の依頼による。

② 繰替運用を行わない基金の場合

運用方法は債券運用も含めて繰替運用を行う基金と同様とするが、預金等運用の手続は基金所管部局から会計局に対する基金の預金運用依頼により行う。

4 一元運用のための手続き

(1) 基金の繰替運用又は預金運用依頼書

基金所管部局から会計局に対して、繰替運用を行う場合は様式1の「基金に属する現金の繰替運用依頼書」、繰替を行わない場合は様式2の「基金の預金運用依頼書」を提出する。

当該規定によれば、当基金は「県条例により設置し繰替運用が可能となる基金」であり、繰替運用により一元運用を実施する基金に該当する。繰替運用を行う基金については、債券運用又は繰替運用を行うこととなり、繰替運用を行う場合は、基金所管部局から会計局に対して「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を提出することが規定されているが、当基金については当該依頼書が作成されていない。また、仮に「繰替運用を行わない基金」に該当する場合には、基金所管部局から会計局に対して「基金の預金運用依頼書」を提出することとなっているが、当該依頼書も作成されていない。

県では、当基金について歳計現金と一体として保管されているが歳計現金への繰替えは行われていないため、繰替運用に該当しないと判断している。

確かに、基金に属する現金の「出納保管」については、地方自治法等において、会計管理者の職務とされ、最も確実かつ有利な方法により保管することとされているが、基金の「運用」については、基金条例及び当該規定において、基金所管部局が実施することになっている。実際に、当基金に属する現金が支払準備資金及び一元運用資金にあてられ、一元運用による運用益が生じていることから、実態は、基金条例に基づく確実かつ効率的な運用として、繰替運用が行われていたと考えるべきである。

よって、県は、当該規定に従い、当基金について「基金に属する現金の繰替運用依頼書」を作成する必要がある。【指摘事項】

地方自治法（昭和22年法律第67号）より抜粋

（基金）

第241条

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

(現金及び有価証券の保管)

第 235 条の 4 普通地方公共団体の歳入歳出に属する現金（以下「歳計現金」という。）は、政令の定めるところにより、最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）より抜粋

(歳計現金の保管)

第 168 条の 6 会計管理者は、歳計現金を指定金融機関その他の確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によつて保管しなければならない。

4 繰替運用後歳計現金等の資金不足と一時借入金

(1) 概要

① 直近5年間の繰替運用後歳計現金等の状況

	年間平均残高		最大残高 (発生日)	最小残高 (発生日)	0円を下回った期間		
	歳計現金等	基金繰替			期間	期間最小残高	
平成27年度	646億円	73億円	573億円	1,052億円 (12月9日)	234億円 (3月29日)	—	—
平成28年度	580億円	27億円	553億円	991億円 (6月9日)	157億円 (3月29日)	—	—
平成29年度	541億円	8億円	533億円	923億円 (6月16日)	145億円 (3月20日)	—	—
平成30年度	479億円	32億円	447億円	963億円 (6月15日)	△6億円 (3月22日)	3/22-3/24	△6億円
令和元年度	378億円	△79億円	457億円	927億円 (6月18日)	△179億円 (3月10日)	2/4-2/6 2/21-2/27 3/2-3/22	△13億円 △83億円 △179億円

(注) 歳計現金等の残高には一時借入した資金を含んでいない。

(出典：県作成資料)

上の表のうち、繰替運用後歳計現金等の残高が0円を下回る期間について、県は、「一時借入金」により支払資金の不足に対応している。

一時借入金とは、地方自治体が、会計年度内において、歳入と歳出のタイミングのズレによる歳計現金の不足を補うために借り入れる金銭である。

一時借入は、年度内に償還しなければならず、また、予算で借入限度額を定めなければならない(地方自治法第235条の3第2項、第3項)。

② 全国の都道府県における一時借入金の状況

全国の都道府県における直近5年間の一時借入金の実施月数、借入平均残高(月別残高ベース)、借入利子の金額は次の表のとおりである。

	借入実施月数					借入平均残高（単位：億円）					借入利子（単位：千円）				
	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1	H27	H28	H29	H30	R1
北海道	4	3	0	4	4	128	88	0	93	36	31,782	24,014	0	3,250	1,312
青森県	1	1	1	1	1	9	5	4	1	1	0	0	2	9	11
岩手県	12	12	12	12	12	69	74	66	62	65	1,636	524	467	481	530
宮城県	12	12	4	5	4	442	362	22	5	11	9,143	6,235	143	17	352
秋田県	12	9	9	12	11	236	213	108	211	182	3,910	3,480	1,000	1,863	1,160
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城県	3	0	0	0	1	44	0	0	0	5	2,775	0	0	0	6
栃木県	10	12	11	12	8	133	231	179	91	102	5,175	6,144	5,123	2,191	1,295
群馬県	10	9	7	12	9	124	112	97	80	55	1,717	1,251	212	42	27
埼玉県	2	0	0	0	0	29	0	0	0	0	6,121	0	0	0	0
千葉県	12	11	10	12	12	634	341	270	329	521	16,974	2,561	1,534	1,874	4,046
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	7	11	6	5	12	111	261	154	106	420	1,447	1,349	1,215	861	3,206
富山県	8	3	5	2	4	13	5	16	3	9	645	79	36	1	29
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	2	7	4	4	4	9	38	34	9	9	35	320	218	9	36
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	12	12	12	12	12	312	279	334	379	408	21,422	10,170	6,236	3,246	8,112
静岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	12	12	12	12	12	116	103	157	124	141	5,620	900	1,164	746	0
滋賀県	4	3	0	0	0	11	14	0	0	0	1,151	273	53	0	26
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	5	3	4	3	1	204	70	66	36	79	66,531	2,350	5,786	5,046	3,843
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	907	787	438	892	365
和歌山県	10	10	8	7	8	105	105	72	72	82	8,309	6,359	2,136	1,166	1,110
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	3	4	1	1	0	32	20	8	2	0	1,878	293	95	21	0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	8	7	7	5	7	166	168	142	106	76	7,018	10,559	4,630	3,639	2,842
徳島県	3	5	4	4	5	3	9	15	4	8	145	331	911	35	48
香川県	6	9	6	8	3	84	66	54	56	50	6,311	6,346	2,195	3,786	12,323
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	278	61	0
福岡県	8	4	9	3	4	64	65	37	21	8	4,816	3,153	301	195	26
佐賀県	0	0	0	0	3	0	0	0	0	4	8,647	4,406	-583	433	70
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	12	6	7	8	6	130	43	78	185	39	6,275	1,017	97	1,371	1,116
大分県	3	2	1	1	2	5	1	0	0	2	121	0	0	0	3
宮崎県	7	5	0	7	11	74	25	0	35	73	3,758	316	0	94	280
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	1	0	1	1	1	8	0	7	2	4	96	23	33	14	37

(※)「借入平均残高」は、地方財政状況調査表93表「一時借入金の状況」の各「月末残高」と各月の「借入金残高のピーク」の金額について4月～3月分を合計し、24で除した数値である。

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

③ 一時借入に関する県の方針

県は、「山形県資金管理方針」において、一時借入の基本原則を次のとおり定めており、公営企業会計からの借入を優先し、公営企業からの借入ができないとき又は借入しても資金が不足するときは、「山形県指定金融機関の事務取扱いに関する契約書」に基づき、指定金融機関及び指定代理金融機関から一時借入を行う方針としている。

なお、県の令和元年度における一時借入の限度額は、900億円である。

山形県資金管理方針（平成28年3月24日）より抜粋

第9 一時借入の基本原則

1 当座借越

- (1) 1ヶ月に満たない短期間において支払資金が不足する場合は、指定金融機関及び指定代理金融機関からの当座借越により必要な資金を確保する。
- (2) 当座借越は、指定金融機関の事務取扱いに関する契約及び当座借越しに関する契約に基づき行う。

2 支払資金不足時における資金調達

1ヶ月間程度にわたり多額の借越が見込まれる場合には、支払準備資金の安定的な確保と支払利息の軽減を図るため、公営企業会計からの借入、又は指定金融機関等からの証書借入など有利な資金の借入を行う。

④ 直近5年間の一時借入の実施状況

	借入 日数	借入期間	期間中 平均残高	期間中 最大残高	借入先		支払利息 (千円)
					公営企業会計	指定金融機関等	
平成27年度	0	—	—	—	—	—	—
平成28年度	0	—	—	—	—	—	—
平成29年度	0	—	—	—	—	—	—
平成30年度	5	3/20-3/24	11億円	15億円	15億円	—	2
令和元年度	46	1/31-2/6 2/21-3/30	104億円	179億円	140億円	39億円	330

※なお、平成22年度から平成26年度までの期間も一時借入は実施していない。

(出典：県提供資料に基づき監査人作成)

⑤ 県の資金繰り改善に向けた取組み

県では、歳入と歳出のタイミングのズレによる歳計現金の不足ができるだけ生じないように、次の取組みを行っている。

- イ) 会計局は、月次資金計画策定による日ごとの資金残高推計の結果、歳計現金が不足しないよう国庫支出金など外部からの収入を財源とする支出の場合、当該収入の受入後に事業者に支出するよう事業所管部局へ依頼している。さらに、補助金等の場合、相手方と資金需要について協議し、支払日や支払金額について変更してもらうよう事業所管部局へ依頼する場合もある。
- ロ) 特に、年度資金運用計画の段階で資金不足が見込まれる2月～3月の時期については、会計局が収入及び支出見込額登録内容を確認し、資金繰り改善に効果があると判断した規模（数億円単位）の事業について、事業所管部局に対して、歳入時期の繰り上げ、歳出時期の繰り下げを個別に依頼している。
- ハ) 会計局では、他県の情報等を参考にして、指定金融機関及び指定代理金融機関と金利や借入最短期間等の借入条件の見直しについて協議を行っている。
- ニ) 会計局と財政担当部局の間で資金繰りに関する情報共有を行い、起債の一部分割や時期の繰り上げを行う場合もある。

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の法規性に係る検討

- 一時借入に関する事務が関連規則等に基づいて執行されているかという観点で、会計課に対する質問、一時借入関係簿冊の閲覧を実施した。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 資金繰り改善に係るより効果的な取組みはないかという観点で、会計課及び財政課に対する質問、公金管理委員会・班会議資料、月次資金計画調製資料及び一時借入関係簿冊の閲覧を実施した。

(結果)

- (3) 「① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて」参照
- (3) 「② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について」参照

(3) 指摘事項及び意見

① 資金計画等の事業所管部局への情報共有と事業早期実施の働きかけについて

令和元年度は、資金計画の段階で2月～3月の時期に資金不足が見込まれ、平成29年度まで長らく実施してこなかった一時借入を平成30年度に続いて行うことが見込まれた年度である。また、結果として、(1)「④ 県の資金繰り改善に向けた取組み」に記載した取組みを実施しても3月に179億円の資金不足となり、公営企業会計からだけでなく指定金融機関及び指定代理金融機関からも一時借入を行うこととなった資金繰りが非常に厳しい年度であった。

年々、繰替運用後歳計現金等が減少し、今後も資金繰りが厳しいことが見込まれる状況においては、会計局が翌月の収入・支出の額及び時期を把握してから個別に各事業所管部局に収入の時期を早め、支出の時期を遅らせることを個別に依頼するだけでは限界があると考ええる。

よって、資金計画策定の段階から、資金繰りの状況が厳しいこと、2月～3月に資金不足が見込まれることを会計局から事業所管部局に情報共有する必要があると考ええる。さらに、例えば、各事業所管部局の国庫補助や県債を財源とする当該年度の大規模事業の一部について、財源の歳入時期を繰り上げるために事業開始及び完了時期を早めてもらうよう働きかけ、全庁的に資金計画の段階から資金繰り改善に取り組むことが有用と考える。【意見】

② 地方債発行時期の計画的な繰り上げの検討について

例年2月～3月は委託事業（建設事業を含む）や補助事業の完了時期が集中することなどにより、歳計現金等の残高が減少する時期であるが、4月～5月にかけて、主として地方交付税の入金、事業完了の確認検査を受けた上での国庫補助金の入金、地方債の発行等により、歳計現金等の残高水準が回復する。

このうち、4月～5月に行う地方債の発行を、資金不足の時期に繰り上げることができれば、資金繰りが改善されるものと考ええる。

地方債の制限及び総務省の関与について（概要）

イ) 地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものであり、借入先によって次のとおり分類される。

区分	名称	説明
公的資金	財政融資資金	財務省が財政融資資金特別会計において国債を発行して資金調達したもの
	地方公共団体金融機構資金	全ての都道府県、市町村が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの

民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
	市場公募資金	債券発行市場において公募より借り入れるもの

ロ) 地方債を財源とすることができる経費は地方財政法第5条で制限されており、原則として、次に掲げる場合のみと規定されている。

- ・ 公営企業に要する経費の財源
- ・ 出資金及び貸付金の財源
- ・ 地方債の借換えのために要する経費の財源
- ・ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源
- ・ 公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源

ハ) また、県が地方債を発行する場合には、公的資金については総務省との協議、民間等資金については総務省への届出が必要となる。(地方財政法第5条の3)

(出典：総務省ホームページ資料に基づき作成)

現状、県の月別の地方債発行状況は次のとおりであり、令和2年4月、5月には令和元年度中に完了した事業に係る新発債（銀行借入等引受資金）393億円を発行している。

地方債の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月※	5月※
新発債	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>											<input type="checkbox"/> (130)	<input type="checkbox"/> (263)
前年度繰越事業に係る新発債										<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		
借換債	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> (150)	<input type="checkbox"/> (58)
臨時財政対策債							<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>			

○：公的資金（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金）

□：民間等資金（県では、銀行等引受資金のみ）

※：括弧内の数値は、令和2年4月及び5月の県の地方債発行額（単位：億円）である。

資金調達の時期のみを論ずれば、起債対象事業が完了したことを確認した上で地方債を発行することが確実である。仮に、年度中に事業が完了せずに繰り越された場合、当該事業に基づく行政サービスの便益が発生しないまま住民が地方債を負担することとなり、住民が負担する必要のない支払利息を発生させるためである。

一方で、起債対象となるような大規模な建設工事等の場合、事業者の運転資金や資

材購入資金等の資金繰り改善のための制度である前金払や中間前金払、部分払等により、県の歳出の時期が先行し、財源の歳入時期とのタイミングにズレが生じていることも事実である。

前金払とは建設工事当初に請負金額の40%を事業者の前払金として支払うものであり、中間前金払とは前金払をした事業者を対象として、工期の2分の1を経過していること等の要件を満たす場合、追加で請負金額の20%（合計で請負金額の60%以内）を中間前払金として支払う制度である。部分払とは、請負代金の90%を上限として工事完成前に認定検査に基づく出来高に対して支払う制度である。

令和元年度の県土整備部及び関連する総合支庁所管課が発注した工事に係る前金払等の実績は次のとおりである。

(単位：件、百万円)

	契約額		前金払・中間前金払		部分払	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
4月	175	4,544	22	219	0	0
5月	35	1,686	84	1,406	0	0
6月	43	2,557	30	727	0	0
7月	82	4,086	35	1,039	0	0
8月	79	3,457	57	1,072	2	2
9月	193	8,862	74	1,411	1	5
10月	124	4,138	151	2,582	1	5
11月	143	4,251	129	1,808	4	42
12月	60	1,407	64	837	3	16
1月	40	1,725	35	378	7	30
2月	32	1,620	41	672	5	24
3月	121	4,661	16	156	0	0
合計	1,127	43,000	738	12,312	23	126

(出典：県作成資料)

上の表のとおり、令和元年度は、県土整備部関連の工事のみの集計でも、前金払・中間前金払・部分払等により年間124億円の歳出が先行しており、県の資金繰りが厳しくなる前の12月までの累計でも111億円となっている。

県のように資金繰りが厳しい状況においては、行政サービスの便益が発生しないまま住民が地方債を負担することのないよう繰越事業になるかを見極めたうえで、現状、4月及び5月に発行している地方債の一部を、起債対象事業に係る前金払等の金額水準を参考として、資金不足が発生する2月～3月以前の時期に繰り上げて発行することを検討されたい。【意見】

5 債券運用

(1) 概要

① 全国の都道府県における基金の債券運用の状況

	基金残高合計（単位：百万円）					基金残高合計に対する有価証券運用割合					債券運用残高 R1①×②
	H27	H28	H29	H30	R1①	H27	H28	H29	H30	R1②	
北海道	150,249	135,980	128,311	110,975	62,061	6.7%	7.3%	7.7%	8.1%	13.1%	8,100
青森県	107,651	107,433	104,528	99,726	103,391	3.2%	3.3%	3.3%	3.5%	3.4%	3,485
岩手県	216,485	175,519	154,690	134,771	124,716	0.7%	0.8%	0.9%	1.1%	1.1%	1,399
宮城県	368,006	316,629	262,480	238,109	218,496	0.4%	0.5%	0.6%	0.6%	0.6%	1,388
秋田県	104,968	92,933	86,401	81,907	81,666	0.7%	0.8%	0.7%	0.5%	0.4%	360
山形県	56,231	45,665	45,202	47,884	43,235	2.3%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0
福島県	811,409	824,900	777,167	733,972	693,442	19.0%	15.0%	15.3%	14.8%	6.4%	44,502
茨城県	98,291	116,004	118,945	124,604	116,628	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
栃木県	163,795	157,956	147,295	149,536	138,439	0.8%	0.8%	2.2%	2.1%	4.1%	5,650
群馬県	46,409	40,071	38,010	33,465	29,922	18.1%	20.8%	20.5%	21.0%	18.2%	5,450
埼玉県	201,661	192,867	191,649	176,088	154,230	48.2%	45.8%	43.9%	49.9%	60.1%	92,698
千葉県	212,575	206,028	216,437	265,270	252,416	0.5%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	578
東京都	2,553,429	2,866,320	3,046,248	2,791,965	2,920,856	1.8%	1.4%	1.4%	1.0%	0.5%	15,735
神奈川県	221,341	194,659	191,199	161,712	156,540	5.7%	5.9%	6.4%	8.5%	8.9%	13,997
新潟県	126,903	119,909	115,411	98,411	85,855	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	21
富山県	60,841	54,918	57,011	54,970	54,502	9.5%	10.5%	9.9%	13.5%	13.7%	7,483
石川県	125,071	130,436	136,235	131,900	130,418	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
福井県	76,779	72,244	57,746	50,462	50,921	6.4%	1.9%	2.3%	2.7%	1.0%	500
山梨県	96,969	94,820	90,786	84,256	78,540	7.9%	10.1%	8.7%	12.4%	13.0%	10,246
長野県	102,388	100,073	100,423	98,155	94,709	6.0%	5.8%	5.8%	5.9%	2.9%	2,747
岐阜県	103,005	95,790	96,198	94,308	91,778	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	3.8%	3,500
静岡県	147,465	122,642	126,586	130,167	113,564	3.9%	2.5%	2.8%	2.8%	3.4%	3,836
愛知県	258,773	260,745	269,234	295,498	282,996	1.8%	1.9%	1.9%	1.8%	1.7%	4,819
三重県	38,548	28,360	25,759	26,333	28,228	0.5%	1.4%	2.3%	2.9%	2.6%	744
滋賀県	71,487	61,321	60,451	64,475	66,232	6.8%	6.6%	0.7%	0.0%	0.0%	0
京都府	38,862	37,559	38,498	33,458	32,236	22.7%	11.6%	6.0%	4.8%	6.2%	2,000
大阪府	337,945	326,032	330,554	301,965	303,461	3.4%	3.3%	3.1%	3.2%	3.0%	9,038
兵庫県	49,473	48,408	54,411	45,909	48,114	2.2%	3.6%	0.7%	0.9%	0.8%	378
奈良県	166,205	165,460	173,659	162,835	137,040	11.4%	11.5%	10.9%	11.7%	13.9%	18,989
和歌山県	74,147	74,470	75,736	74,265	72,490	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
鳥取県	81,196	72,231	62,604	53,718	50,853	22.4%	25.1%	25.8%	29.0%	17.4%	8,834
島根県	65,857	66,680	62,180	57,419	50,249	38.2%	43.3%	46.5%	52.3%	55.4%	27,842
岡山県	103,715	97,255	98,479	91,067	83,289	3.4%	4.6%	6.6%	8.8%	10.8%	8,979
広島県	165,108	155,016	148,718	140,157	128,766	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
山口県	46,421	41,504	36,606	36,030	37,056	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
徳島県	72,525	74,995	74,737	72,092	71,165	7.0%	4.4%	4.4%	4.6%	4.7%	3,322
香川県	64,386	61,480	60,287	54,300	49,231	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
愛媛県	120,173	123,005	120,607	111,034	111,220	1.8%	1.7%	1.8%	1.9%	1.4%	1,540
高知県	57,234	52,815	46,087	41,931	37,168	6.9%	5.0%	5.7%	5.3%	5.0%	1,866
福岡県	119,172	110,146	113,073	101,306	95,888	16.4%	19.2%	18.7%	20.9%	22.1%	21,160
佐賀県	73,837	74,516	69,546	65,521	65,153	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0
長崎県	101,774	85,587	64,469	58,355	57,339	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
熊本県	66,172	136,452	113,354	101,068	82,369	39.5%	21.4%	22.7%	28.4%	34.6%	28,509
大分県	90,399	88,934	82,448	70,811	62,241	0.0%	0.0%	34.0%	43.5%	54.7%	34,074
宮崎県	90,714	90,094	92,152	94,485	93,711	11.0%	9.1%	7.6%	8.4%	9.6%	8,972
鹿児島県	87,296	81,833	85,928	78,660	69,451	2.0%	2.0%	1.9%	1.9%	1.8%	1,260
沖縄県	133,627	131,815	125,647	123,333	122,298	8.7%	8.7%	8.6%	9.5%	7.2%	8,786

(※)満期一括償還地方債の償還財源に充てるため積み立てた減債基金は含まれていない

(出典：総務省ホームページ「地方財政状況調査関係資料」より作成)

② 県の直近5年間の債券運用の状況

	債券残高（百万円）		債券利息 （千円）	債券運用 利回り	年度末に債券を 保有している基金
	年度末	年度平均			
平成27年度	2,967	6,271	31,033	0.495%	県債管理基金、環境保全基金、 ふるさと農村地域活性化基金
平成28年度	2,966	2,966	8,198	0.276%	県債管理基金、環境保全基金、 ふるさと農村地域活性化基金
平成29年度	700	1,116	5,198	0.466%	県債管理基金
平成30年度	-	52	179	0.344%	-
令和元年度	300	7	-	-	県有施設整備基金

③ 他の都道府県の運用実績の状況

一部の都道府県では基金運用の実績を公表している。ホームページで公表されている各都道府県の直近の基金運用の実績は次のとおりである。

（単位：百万円）

都道府県	基金				運用益 (b)	利回り (b/a)
	預金平残	債券平残	繰替運用	計(a)		
岩手県	363	1,027	123,280	124,670	11	0.009%
宮城県	349,308	27,679		376,987	146	0.039%
秋田県	不明	不明		53,800	6	0.011%
山形県(※1)	40,028	7		40,035	5	0.012%
福島県	388,303	0		388,303	54	0.014%
茨城県(※2)	166,100	23,000		189,100	95	0.050%
群馬県	40,940	62,916		103,856	739	0.712%
埼玉県	314,000	675,100		989,100	3,662	0.370%
千葉県	325,900	485,000		810,900	2,989	0.369%
東京都	3,003,700	946,100	6,200	3,956,000	2,125	0.054%
神奈川県	257,500	606,900		864,400	6,851	0.793%
新潟県	212,632	49,989	4,918	267,539	202	0.075%
富山県	不明	不明		64,494	28	0.044%
石川県	83,098			83,098	8	0.010%
福井県	不明	不明		90,347	71	0.079%
山梨県(※2)	不明	不明		116,963	257	0.220%
岐阜県	150,231	2,176		152,407	89	0.058%
静岡県	不明	不明		628,281	1,799	0.286%
三重県	35,477	26,732		62,209	121	0.195%
大阪府(※1)	91,900	110,200		202,100	279	0.138%
兵庫県	193,300	240,700	90,800	524,800	2,059	0.392%
鳥取県	33,907	11,977		45,884	137	0.298%
熊本県(※1)	144,800	80,400		225,200	616	0.274%
大分県	不明	不明		114,077	352	0.309%

(※1) 歳計現金と基金それぞれの運用状況が分かる都道府県は基金運用に係る数値であるが、歳計現金等と基金の一括運用を行っておりホームページ上で数値が区分されていない山形県、大阪府、熊本県は合算の数値となっている。山形県の債券平残は県提供資料に基づく数値である。

(※2) 直近の数値として、基本的に令和元年度の運用実績であるが、茨城県は令和元年度見込、山梨県は平成29年度の数値となっている。

（出典：各都道府県のホームページ）

(2) 実施した手続及び結果

《監査要点①》基金に関する事務の合规性に係る検討

- 令和元年度の債券購入に係る手続及び購入した債券の内容が、「山形県資金管理方針」「債券購入事務手続き要領」に則っているかという観点で、債券購入関係書類、取引報告書、保有債券管理台帳等を閲覧した。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋（再掲）

第 8 リスク管理の基本原則

1 運用対象とする金融商品

資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方公共団体金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金、普通預金、当座預金、別段預金とする。

2 金融商品の運用期間

(1) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債は、10年以下の期間で運用する。

(2) 国債、政府保証債、地方債及び地方公共団体金融機構債以外の金融商品は、1年以下の期間で運用する。

(結果)

特に記載すべき事項はない。

《監査要点④》基金運用の効率性に係る検討

- 「山形県資金管理方針」では、基金について将来の取崩に支障のない範囲内で債券による運用が優先されていること、(1)概要によると、預金運用よりも債券運用の方が利回りが高く、基金の債券運用割合が高い都道府県もあることから、債券運用の割合を高め、より効率的に基金を運用できないかという観点で、会計課及び各基金所管部課に対する質問、資金運用計画、公金管理委員会・班会議関連資料等の閲覧を実施した。

山形県資金管理方針（平成 28 年 3 月 24 日改正）より抜粋（再掲）

第 6 資金運用の基本原則

2 基金

(1) 債券による運用

① 基金は、基金計画に基づき将来の取崩に支障のない範囲内で、1年以上の運用が可能な資金については、債券による運用を優先する。

(結果)

(3) 「① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について」 参照

(3) 「② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について」
参照

(3) 指摘事項及び意見

① 債券保有に伴うリスクを考慮した運用手法の検討について

各基金所管部局に対して、令和元年度に債券運用を行っていない理由について質問し、次の回答を得た。

No.	基金名	年度末残高 (百万円)	債券運用を行っていない理由
1	財政調整基金	9,826	県債管理基金とともに「調整基金」という扱いであり、災害対応など今後の財政状況に応じて取り崩し額を検討するものであるため、債券運用になじまない。
2	県債管理基金	13,800	財政調整基金とともに「調整基金」という扱いであり、災害対応など今後の財政状況に応じて取崩額を検討するものであるため、債券運用になじまない
3	県有施設整備基金	2,904	必要時に現金として活用できないほか、金利が上昇した場合は預金利子の方が有利になる可能性があるなど、様々なリスクが想定されるため。
4	土地開発基金	6,051	土地開発基金では、国直轄事業に伴う用地の先行取得に対し機動的に対応するため、債券運用するのは難しい。
5	災害救助基金	540	災害の発生により取崩が必要となる場合に、中途売却により運用面で不利となる可能性があるため。
6	環境保全基金	382	安定的な運用を行うため。
7	ふるさと農村地域活性化基金	856	利率が低く、また、運用が小口化しスケールメリットを發揮できないため。
8	介護保険財政安定化基金	1,397	基金の取崩しがいつ発生するか分からず、中長期的な計画を見込みにくいため。
9	森林整備地域活動支援基金	8	国庫交付金の受け皿であり、事業実施のための準備資金であるため。
10	高等学校奨学基金	766	利率が低いから。
11	産業廃棄物税基金	106	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金について優先している運用方法だが、当該年度末に積立額のほぼ全額を取り崩す必要があるため。
12	やまがた緑環境税基金	74	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金について優先している運用方法だが、当該年度末に積立額のほぼ全額を取り崩す必要があるため。
13	社会貢献活動促進基金	92	会計局による一元運用の趣旨による。
14	後期高齢者医療財政安定化基金	876	基金財源は全額公金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであること、また基金取崩し事由の発生は予期でき

No.	基金名	年度末残高 (百万円)	債券運用を行っていない理由
			るものではなく、償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないため。
15	安心こども基金	276	取崩額の予見が困難であるため。
16	森林整備促進・林業等再生基金	53	当基金事業の支払準備資金の安定的な確保と基金の効率的な運用のため。
17	再生可能エネルギー発電設備等維持管理等基金	0	会計局による一元運用の趣旨による。
18	農業構造改革推進基金	270	利率が低く、また、運用が小口化しスケールメリットを發揮できないため。
19	地域医療介護総合確保基金	3,961	債券による運用は、1年以上の運用が可能な資金の運用に優先している運用方法だが、(介護分) 当該年度末に積立額を取崩す必要があるため/(医療分) 取崩時期の見通しが困難であるため。
20	若者定着支援基金	668	果実運用型の基金への支出は特別交付税措置の対象とならないため。
21	国民健康保険財政安定化基金	892	基金財源は全額公金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであること、また基金取崩し事由の発生は予期できるものではなく、償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないため。
22	スポーツ振興基金	264	債券は年利回りがマイナスになることがあり、基金の保全が図れないおそれがあるため。
23	健康長寿県やまがた推進基金	6	基金財源は県民からいただいた寄附金であり、債券運用による損失リスクを避けるべきであるため、及び基金充当事業の性質として償還期間が中長期にわたる国債等による運用にはなじまないものであるため。
24	まち・ひと・しごと創生拠点整備基金	38	国の交付金を財源とした基金であり、交付金の実施要領において、「基金の運用については、金融機関への預金(ただし、預金保証制度の対象となっているものに限る。)に限る。」とされているため。
25	森林環境譲与税基金	9	当基金は、9月・3月に運用開始、年度末に繰戻しする基金で、運用期間が短いため。

また、各基金所管部局からの依頼に基づき繰替運用や債券購入手続を行う会計局に対して、同様の質問をし、次の回答を得た。

(会計局の回答)

以前は、数年間取り崩す予定がない基金について5年物債券で運用した実績もあるが、現状では、ほとんどの基金が毎年度の事業に必要な額をその都度積み立て、当該年度中にその大部分を取り崩すことから、まとまった額を1年以上にわたって運用する余裕は無く、基金所管部局では、最も安全かつ有利な運用方法として、繰替運用を選択しているものと理解している。

これらの債券運用を行っていない理由を類型化すると、次のとおり分類できる。

- イ) 基金の性質上、債券による運用ができない。(前年度積立額のほぼ全額を当年度に取り崩して事業充当する、国の規定で預金運用に限定されている 等)
- ロ) 取崩時期を中長期的に見通すことができず、債券により運用した結果、償還期間の途中で解約することとなり、元本を下回る金額で償還される可能性がある。
- ハ) 金利が低く、マイナスとなる場合もあり、基金の保全が図れないリスクがある。

上記のうち、理由イ) の回答をした基金は、預金により運用するしかないと考えるが、理由ロ)、ハ) の回答をした基金については、債券保有に伴う二つのリスク(中途解約リスク、金利変動リスク)を低減する手法を採用することにより、債券により運用することは可能であると考えられる。また、県債管理基金のうち満期一括償還地方債分のように取崩時期が明確なものについては、中途解約リスクを考慮する必要性は低く、金利変動リスクを低減することができれば、債券運用が可能であると考えられる。

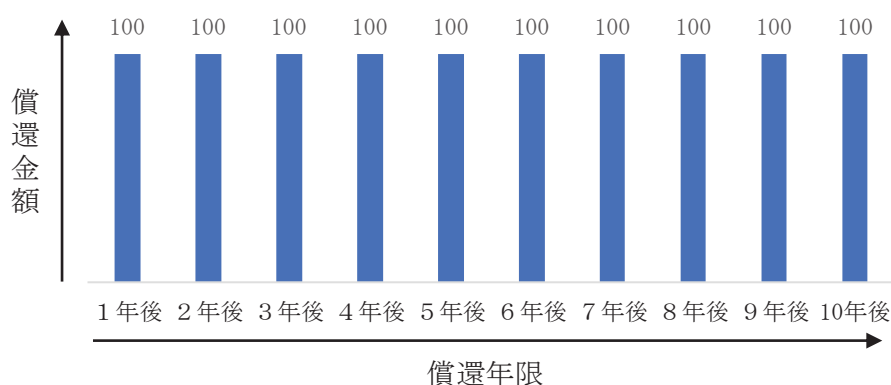
中途解約リスク、金利変動リスクに備えるとともに収益性を向上させる基金運用の取組みの一つとして、「ラダー型運用」による債券運用が、地方公共団体金融機構や他の地方自治体等のホームページ等で紹介されている。

ラダー型運用について (概要)

ラダー型運用とは、毎年償還額が一定となるように債券を保有し、毎年償還の都度、債券を再取得して満期構成を維持する運用手法である。

ラダー型運用において保有する債券構成のイメージ

(前提) 保有する債券残高の総額 1,000 の場合



〈特色〉

- 毎年一定額の債券を購入するため、毎年の金利変動を長期的に中立化できる
- 毎年一定額の償還があるため、償還の都度、償還金を再取得に回すかを判断することにより、将来の資金需要に計画的かつ柔軟に対応できる

(出典：地方公共団体金融機構ホームページ)

基金所管部局では、基金の取崩時期を予測できないと回答しているが、結果として、取崩しが発生せず長期間残高を維持している基金があり、中途解約リスクや金利変動リスクを低減することができれば、債券により運用することで現状より高い収益性が得られるものとする。

一方で、当運用手法による場合、保有構成を構築するためには5～10年程度の期間と相応の運用資金が必要となることから、歳計現金等の水準が年々低下して資金繰りの厳しさが増す現状においては、その期間と金額水準の流動性低下も考慮する必要がある。

よって、運用上限を定めるなど歳計現金等の流動性低下にも備えた上で、債券保有に伴うリスクを考慮した収益性向上のための運用手法としてラダー型運用による債券運用の導入を検討されたい。【意見】

② 県資金全体での効率性を考慮した債券運用の適否判断の実施について

現状、歳計現金等に繰替運用している基金の一部が、債券により運用される場合、繰替運用後歳計現金等の水準が低下して資金不足が生じ、一時借入を行うことも考えられる。

この場合、資金不足による一時借入を行う期間は1年のうち一定期間と想定されるが、調達にあたり金利負担が生じることとなる。そのため、債券の利率が単純に定期性預金による一元運用の利率よりも高いというだけで債券運用の適否を判断した場合、金利水準や資金不足期間によっては、歳計現金等の資金不足を補うために実施した一時借入の金利負担を考慮すると、債券運用が非効率となる場合も考えられる。

また、債券は購入する年度に金利が決まるが、定期性預金・借入の金利水準や資金不足期間については、債券の償還期日（又は期限、日など）まで毎年同じであることは考えにくい。

よって、債券運用を行う際は、償還期間にわたる県資金全体での調達と運用の効率性を検討した上で運用の適否を判断されたい。【意見】

なお、県資金全体での調達と運用の効率性を検討する場合、次の例示の「パターンA」の場合は効率的と判断でき、「パターンB」の場合には効率的ではないと判断できるものとする。

≪ (例示) 県資金全体での調達と運用の効率性検討 ≫

○債券運用に関する情報 (前提)

運用額 : 50 億円、償還期間 : 10 年、金利 0.146%

パターンA

定期性預金・一時借入の金利水準及び資金不足期間に関する情報

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定期性預金利率	%	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012
一時借入金利率	%	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643
資金不足期間	日	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46

イ) 定期性預金による一元運用を行う場合

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
定期性預金利息	百万円	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	6.0

ロ) 債券運用を行う場合 (歳計現金等に資金不足が生じ、一時借入の利子負担が生じる)

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
債券利息	百万円	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	73.0
一時借入利子	百万円	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-4.1	-40.5
差引		3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	32.5

⇒ 債券運用に関する判断 : ① < ② ⇒ **県資金全体として効率的である**

パターンB

定期性預金・一時借入の金利水準及び資金不足期間に関する情報

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
定期性預金利率	%	0.012	0.012	0.012	0.012	0.012	0.013	0.015	0.016	0.018	0.019
一時借入金利率	%	0.643	0.643	0.643	0.643	0.643	0.707	0.778	0.856	0.941	1.036
資金不足期間	日	46	53	60	67	74	74	74	74	74	74

イ) 定期性預金による一元運用を行う場合

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
定期性預金利息	百万円	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	1.0	7.0

ロ) 債券運用を行う場合 (歳計現金等に資金不足が生じ、一時借入の利子負担が生じる)

項目	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	期間計
債券利息	百万円	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3	73.0
一時借入利子	百万円	-4.1	-4.7	-5.3	-5.9	-6.5	-7.2	-7.9	-8.7	-9.5	-10.5	-70.2
差引		3.2	2.6	2.0	1.4	0.8	0.1	-0.6	-1.4	-2.2	-3.2	2.8

⇒ 債券運用に関する判断 : ① > ② ⇒ **県資金全体として効率的でない**

(仮定)

- 債券運用額は、令和元年度の定期性預金による一元運用で最長の9ヶ月運用した50億円とする。
- 銘柄及び期間は、県の資金管理方針で認められている「地方公共団体金融機構(10年債)」とし、ラダー型運用は行わないものとする。
- 債券利率は、地方公共団体金融機構ホームページで公表されている令和2年4月～12月に発行される同銘柄の利率の平均値(0.146%)とする。

パターンA

- 定期性預金利率、一時借入金利率、資金不足期間は次のとおりとし、償還期間にわたり同一とする。
- 定期性預金による一元運用の利率は、令和元年度における県の運用実績利回りとする。
- 資金不足の期間は、令和元年度実績の46日間とし、当該期間以外は歳計現金等の余裕資金残高が50億円以上あるものとする。
- 一時借入は、全て当座借越によるものとし、利率は、日本銀行ホームページで公表されている貸出約定平均金利のうち、「新規-短期-国内銀行-地方銀行」区分の令和2年4月～10月の利率の平均値（0.643%）とする。

パターンB

- 1年目の定期性預金利率、一時借入金利率、資金不足期間はパターンAと同一とする。
- 定期性預金利率、一時借入金利率は、5年目まで1年目と同一とし、6年目以降は毎年、前年比10%上昇するものと仮定する。
- 資金不足期間は、5年目までは毎年、前年比1週間（7日）増加するものとし、6年目以降は5年目と同一と仮定する。

第3 基金の実在性の検証

1 基金管理簿の整備状況

(1) 実施した手続

基金に関する管理簿として、山形県財務規則に定める基金受払表が適切に作成されているかという観点で、会計課に対する質問、基金受払表の閲覧を実施した。

山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）より抜粋（再掲）
第10章 基金
（基金受払表の作成）
第197条の8 会計管理者は、毎月、基金受払表（様式第132号の8）を作成し、これを整理しておかなければならない。

(2) 結果

山形県財務規則に従い、会計課が、毎月、財務会計システムから「基金受払表」を出力して、保管していることを確かめた。

なお、「基金受払表」は、基金所管部局が基金に属する現金の積立や取崩などの受払の情報を財務会計システムに入力し、同システム上で基金別・月別に集計されることにより作成されている。

2 基金管理簿上の残高の実在性

(1) 実施した手続

令和2年3月末日時点の基金に属する現金残高及び有価証券残高が実在するかという観点で、基金受払表上の残高について、金融機関が発行した県公金出納日報・残高証明書等の書類及び証券会社が発行した債券に係る残高証明書との照合を実施した。

(2) 結果

令和2年3月末日現在の「基金受払表」上の基金残高（債券運用分を除く）に、同日付の「県公金出納日報（指定金融機関作成）」上の歳計現金及び歳入歳出外現金残高を加えた残高について、指定金融機関及び指定代理金融機関が発行した残高証明書と照合した結果、一致していた。

また、同「基金受払表」上の基金残高のうち債券運用分について、証券会社が発行した債券に係る残高証明書と照合した結果、一致していた。